

○筑波大学附属図書館規則

〔平成16年4月1日〕
〔法人規則第22号〕

改正 平成16年法人規則第27号
平成17年法人規則第45号
平成30年法人規則第5号

筑波大学附属図書館規則

(目的)

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号。以下「基本規則」という。）第61条の規定に基づき、附属図書館の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(業務)

第2条 附属図書館は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料（以下「図書館資料」という。）の一元的な収集、整理及び提供
- (2) 学術情報の提供
- (3) 他の図書館等との連携協力
- (4) その他附属図書館長が部局細則で定める事項

(専門図書館)

第3条 基本規則第58条第2項に規定する専門図書館は、次のとおりとする。

- (1) 体育・芸術図書館
- (2) 医学図書館
- (3) 図書館情報学図書館
- (4) 大塚図書館

2 各専門図書館は、当該専門領域に係る教育研究の場としての機能を備えるものとする。

(研究開発室)

第3条の2 附属図書館に、図書館機能の高度化に資する研究及び開発を行うため、附属図書館研究開発室（次項において「研究開発室」という。）を置く。

2 研究開発室に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(附属図書館の設備)

第4条 附属図書館には、閲覧室、レファレンス・ルーム、書庫等を備えるものとする。

(附属図書館の利用)

第5条 附属図書館は、図書館資料の利用を希望する者の利用に供するものとする。

2 附属図書館の利用に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(相互貸借)

第6条 附属図書館は、利用者サービスの向上及び図書館活動の充実を図るため、他大学

の図書館等との図書館資料の相互貸借の促進に努めるものとする。
2 図書館資料の相互貸借に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(利用に係る料金)

第7条 第5条の利用に関し料金が発生する場合の額については、法人細則で定める。

(雑則)

第8条 この法人規則に定めるもののほか、附属図書館の組織及び運営に関し必要な事項は、法人規程及び部局細則で定める。

附 則

この法人規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平16. 4. 22 法人規則27号)

この法人規則は、平成16年4月22日から施行する。

附 則 (平17. 5. 27 法人規則45号)

この法人規則は、平成17年5月27日から施行する。

附 則 (平30. 1. 25 法人規則5号)

この法人規則は、平成30年6月1日から施行する。